

**平成23年度
愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会**

平成24年1月20日(金) 18:30~

シュロス日銀前 4F第1会議室

愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局

平成23年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会次第

次第

1. 事務局長あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 財政状況について 1

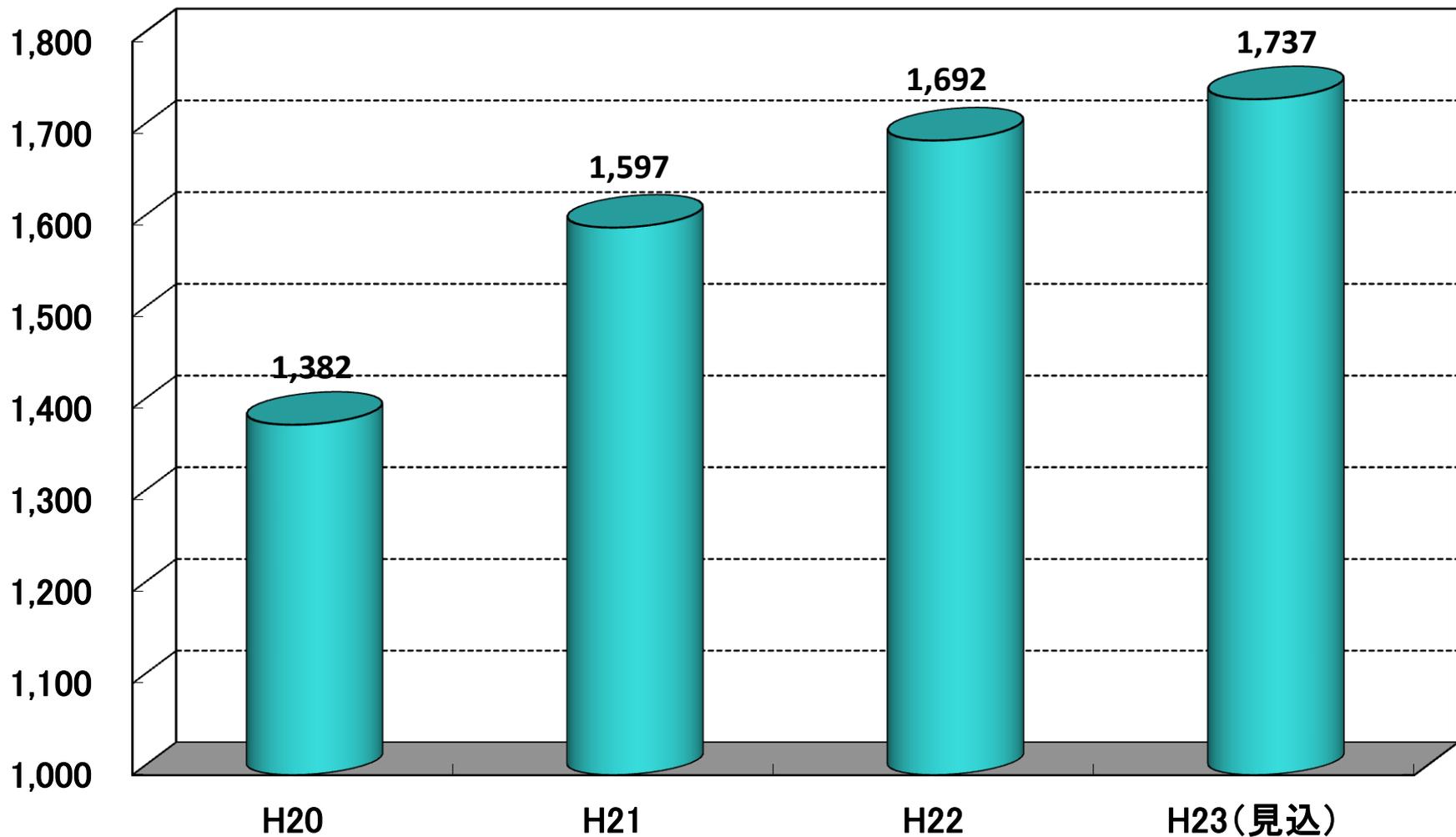
(2) 医療費適正化事業について 6

(3) 平成24・25年度の保険料について 11

(1) 財政状況について

医療給付費の状況

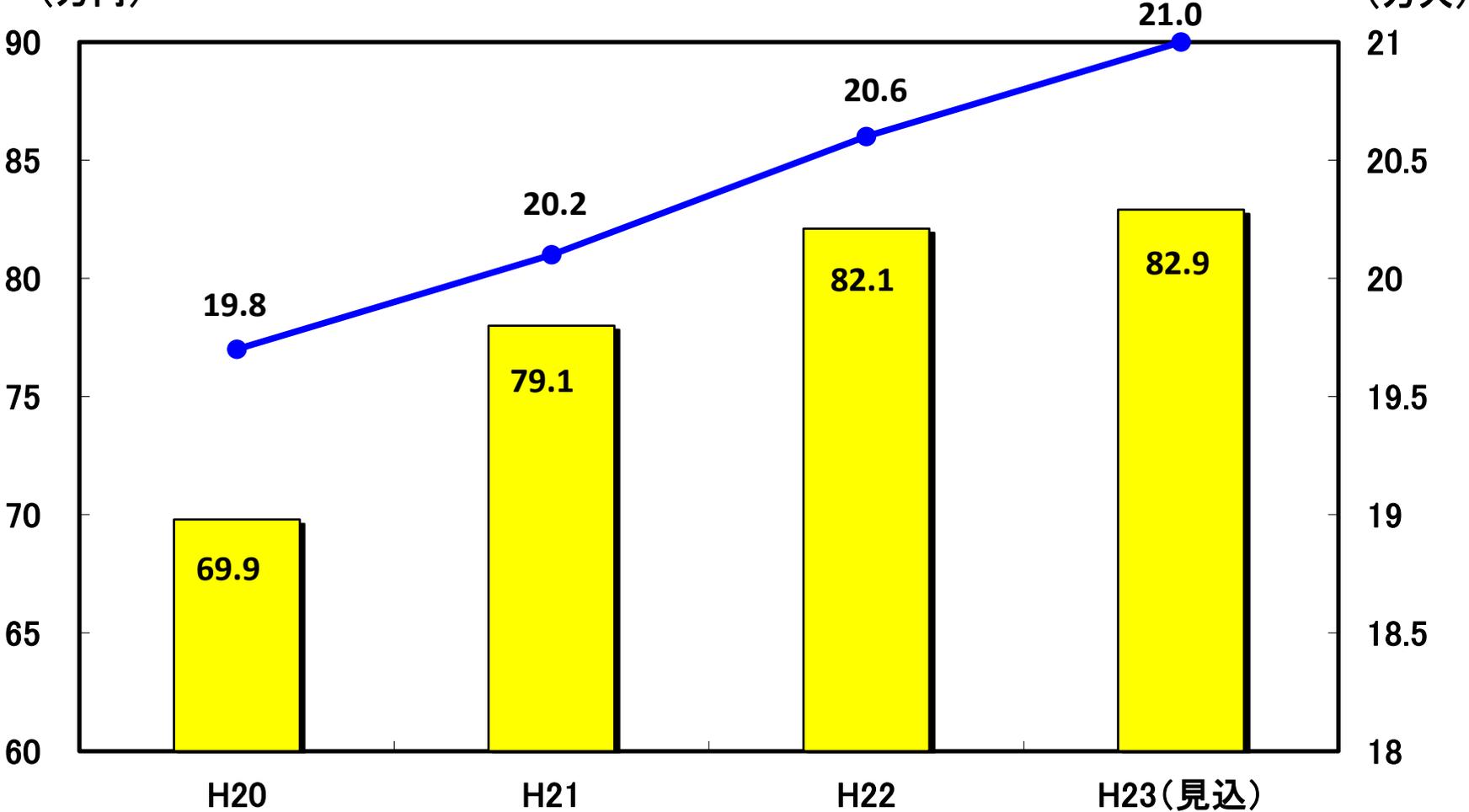
(億円)



一人当たり医療給付費と被保険者数の状況

一人当たり医療給付費
(万円)

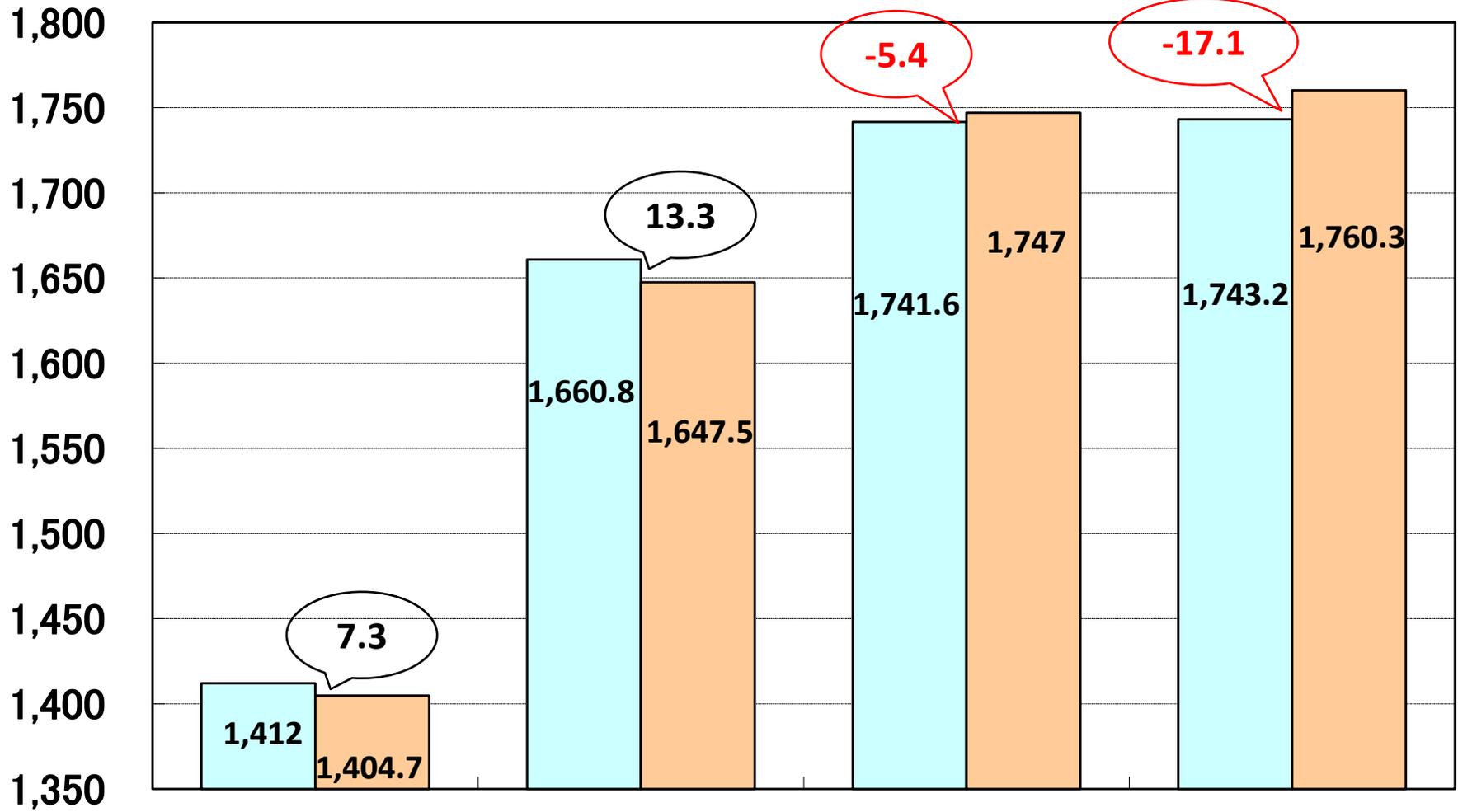
被保険者数
(万人)



■ 一人当たり医療給付費(万円)
● 被保険者数(万人)

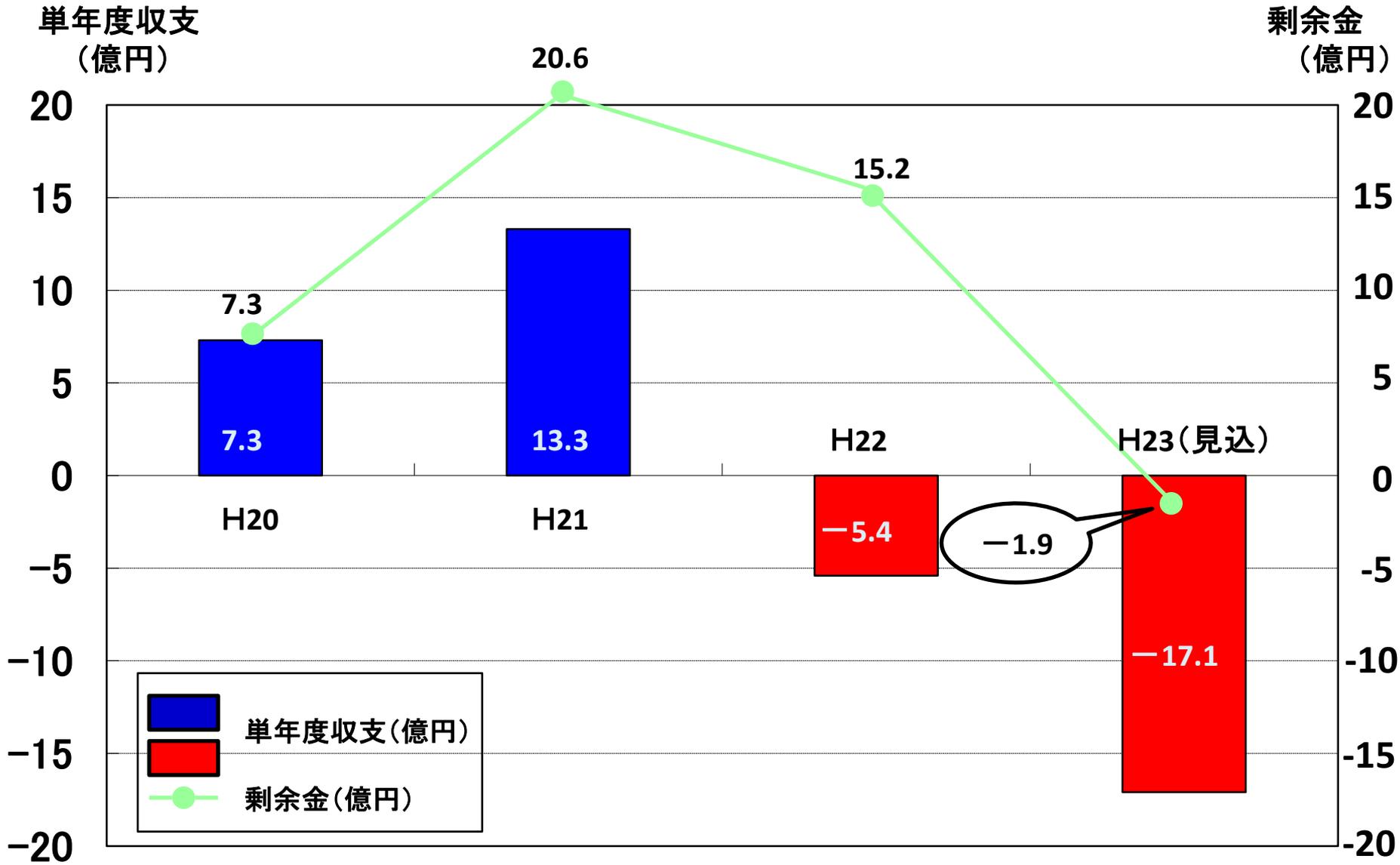
特別会計 単年度収支の決算状況

(億円)



□ 精算後収入 □ 支出金額

単年度収支と剰余金の状況



(2) 医療費適正化事業について

ジェネリック医薬品の利用促進

【国の方針】

H24年度までにジェネリック医薬品の数量シェア30%以上を目指す
H22年度実績:22.4%

【愛媛県の方針】

広域化等支援方針で、「差額通知は、可能な市町からH23年度中を目途として、早期に実施するよう取り組む」こと

【広域連合の取り組み】

今年度までの実績

- ・ジェネリック医薬品希望カードの配布
- ・HP掲載、パンフレット・ポスター配布等積極的な広報活動の実施

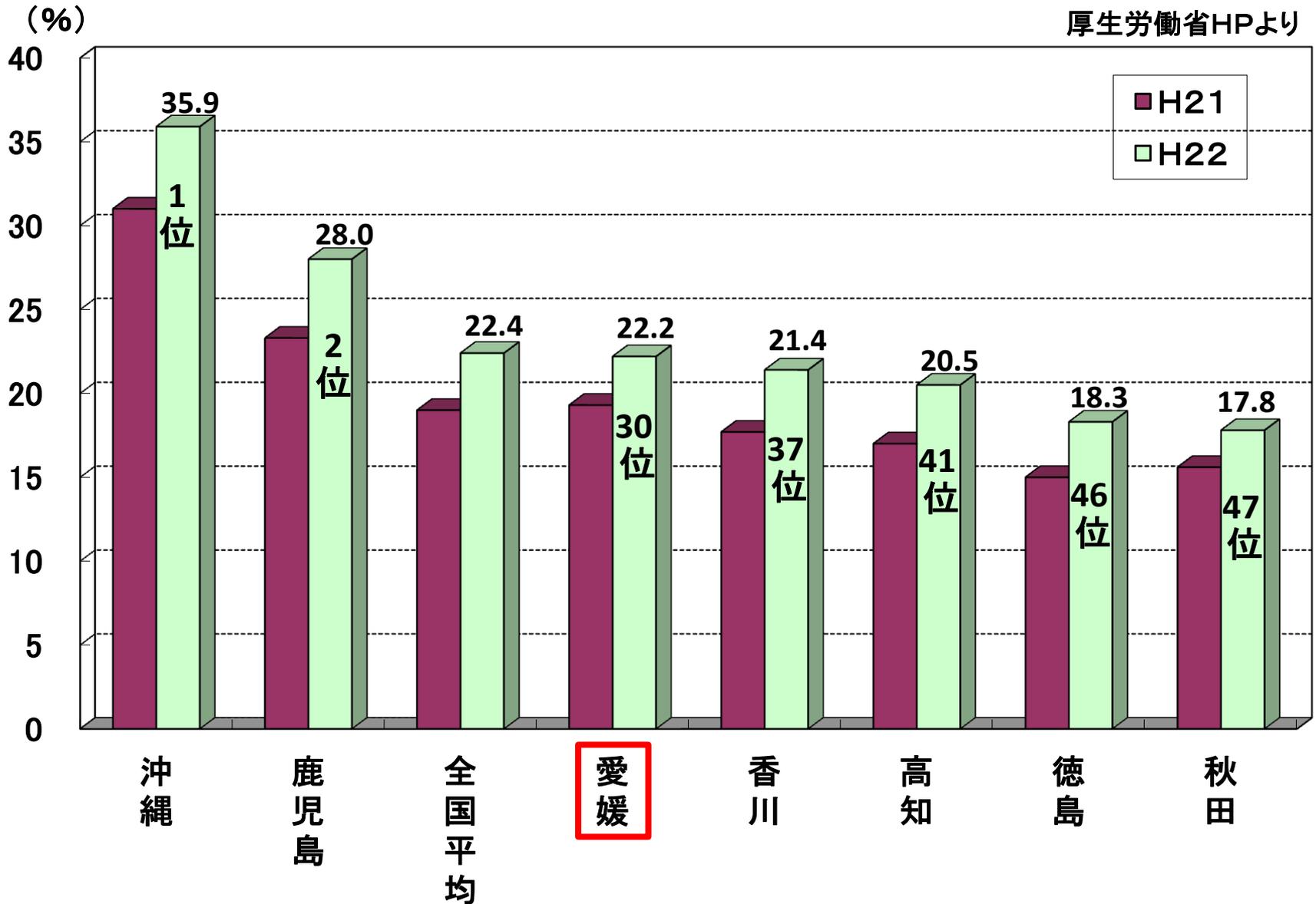
今後の予定

- ・ジェネリック医薬品利用差額通知の実施

医療費の増加を抑制するため新薬とジェネリック医薬品との差額通知によりジェネリック医薬品の一層の利用促進を図る

ジェネリック医薬品数量シェア状況

厚生労働省HPより



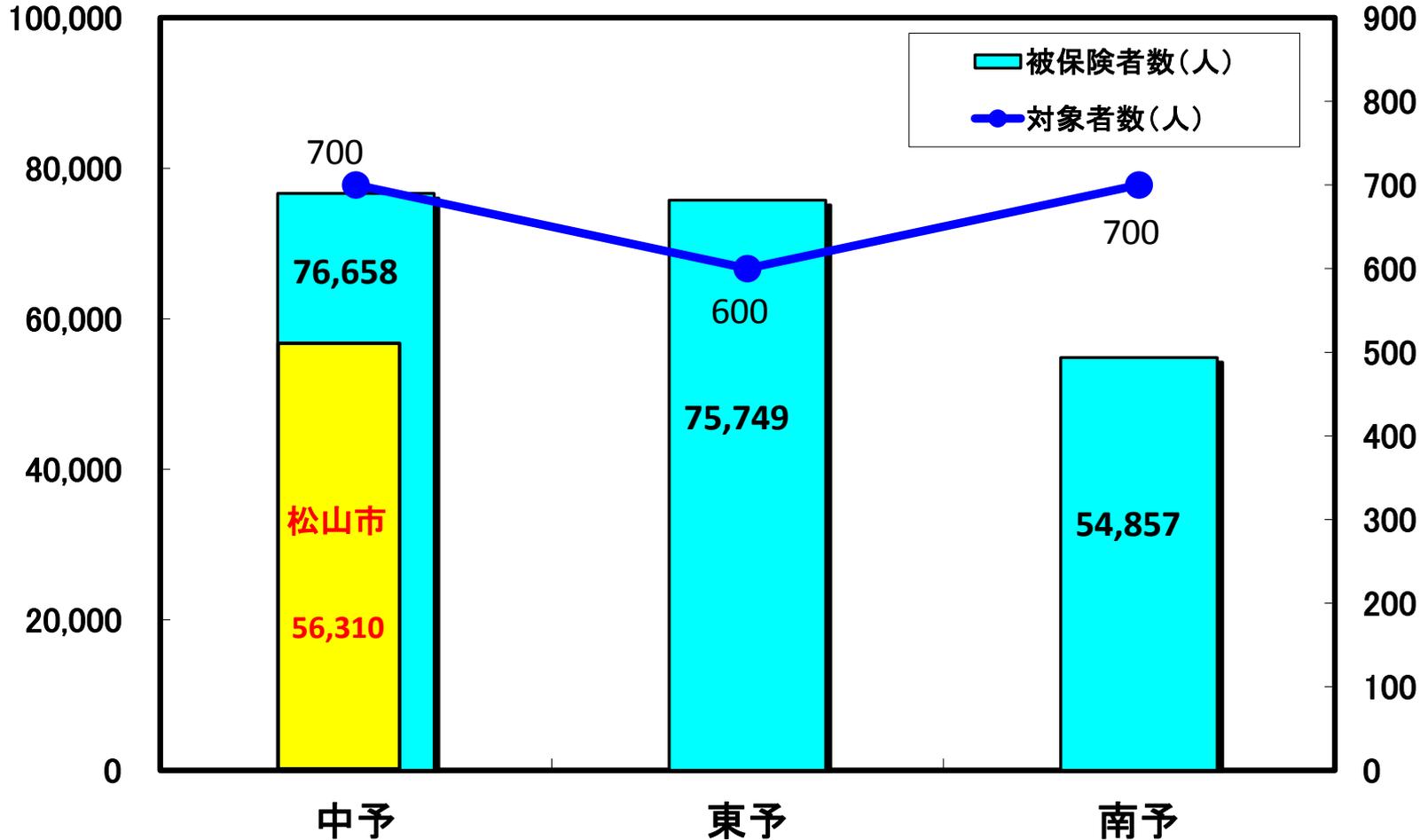
重複・頻回受診者への訪問指導

- 重複・頻回受診者への訪問指導が医療費適正化への有効な手段
- 重複・頻回受診とは？
 - 同一傷病について
 - ・同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に重複受診
 - ・同一月内に同一診療科目を多数回受診
- 実施方法
 - ・重複・頻回受診者の条件設定と対象者の抽出
 - ・訪問地域の選定
 - 松山市、東予、中予、南予の4ブロックに分割
 - ・ブロック単位で順次実施
 - ・保健師による重複・頻回受診者への訪問指導（民間委託）
 - ・医療機関との連携を図る

重複・頻回受診者状況(試算)

被保険者数(人)

対象者数(人)



対象者は 過去半年間で①又は②のいずれかを満たす者

①月平均5か所以上の医療機関で受診あり

②月平均15回以上の同一医療機関で受診歴あり

基準日: H23.10末日

(3) 平成24・25年度保険料について

保険料の算定方法

後期高齢者医療制度における**財政運営期間は2年間**とされているため、H24・25年度に向けて現在の保険料を改定する。
保険料は、法令の規定により以下の方法で算定する。

保険料収納必要額

=

費用見込額
(医療給付費等)

-

収入見込額
(国・県・市町負担金等)

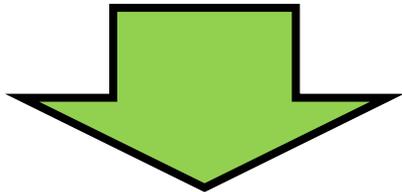
保険料賦課総額

=

保険料収納必要額

÷

予定保険料収納率
99.37%
(H22実績数値)



保険料賦課総額

均等割額

(被保険者が等しく負担する保険料)



所得割額

(所得に応じて負担する保険料)

均等割額と
所得割額の比率

1 : 0.74 (所得係数)

※所得係数は、都道府県ごとの所得水準を表す数値(1が全国平均)

計算式 : 愛媛県一人当たり所得 ÷ 全国一人当たり所得(国が提示)

百分率に直すと...

57 : 43

<参考>

平成20・21年度 → 56:44

平成22・23年度 → 57:43

主な変動要因

①医療給付費等の増加(上昇要因)

H22・23年度 約1,750億円 → H24・25年度 約1,870億円(約6.9%増)

- ・医療の高度化や被保険者数の増に伴い、医療給付費等は増加傾向

②後期高齢者負担率の上昇(上昇要因)

H22・23年度 10.26% → H24・25年度 10.51%

- ・後期高齢者負担率とは、医療給付費等を被保険者が保険料で負担する割合
制度発足時は後期高齢者は1割、若人は約4割
- ・後期高齢者人口は増加 → 高齢者の負担分の支え手が増える
若人人口は減少 → 若人の負担分の支え手が減る
- ・若人人口の減少による若人一人当たりの負担増を、後期高齢者と若人とで半分ずつ負担(国が負担率を決定)

③所得伸び率の引下げ(上昇要因)

H22・23年度 1.0000 → H24・25年度 0.9953

- ・H23.6からの年金支給額の0.4%引下げに伴う所得伸び率の引下げ



その結果、平均保険料額が15.33%上昇すると見込まれる

保険料の上昇抑制への取り組み

NO. 15

○第Ⅱ期 財政運営期間（平成22・23年度）

・ 上昇抑制への対応

国 : 剰余金の全額活用及び、基金活用のため関係法令の改正

愛媛県 : 剰余金の活用及び、基金活用のため基金条例の改正

広域連合 : 剰余金や基金を活用して出来る限り上昇を抑制

・ 上昇抑制策

①剰余金の全額活用 : 12億円（全額）

②県財政安定化基金の活用 : 7.6億円（県との協議で決定）

・ 保険料の改定・・・**上昇率6.38% → 据え置き**

○第Ⅲ期 財政運営期間（平成24・25年度）

・ 上昇抑制への考え方

国 : 剰余金の全額活用及び、基金については必要があれば県と協議

愛媛県 : 基金の活用

広域連合 : 基金を活用して出来る限り上昇抑制を図る

・ 上昇抑制策

県財政安定化基金の活用 : 最大限の活用（18億円を想定）

・ 保険料の改定・・・**上昇率15.33% → (9.40%)**

保険料試算結果

NO. 16

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	
平均被保険者数(人) 2年間平均	203,537 (199,903)	210,878 (207,860)	212,811	
保険料率上昇抑制措置 2年総額	なし	剰余金12億円 基金 7.6億円 (剰余20.6億・基金1.9億円)	なし	基金18億円
給付費等費用額(千円) 2年間平均	160,644,791 (149,955,115)	174,764,715 (172,623,351)	186,859,866	
賦課総額(千円) 2年間平均	15,141,312 (14,460,274)	15,254,738 (14,675,238)	17,405,857	16,506,307
均等割額(円)	41,659	41,227	46,620	44,194
所得割率	7.85%	7.84%	9.27%	8.72%
平均保険料額(円)	60,690 (49,801)	49,779 (49,213)	56,757 [15.33%]	53,840 [9.40%]

※()内の数字は見込を含む実績数値である

※上昇率[%]は22・23年度の実績数値との比率

※基金とは愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金である

H24・25年度財源イメージ(単年度)

○上昇抑制なしの場合



保険料モデルケース(一人世帯)

NO.18

(単位:円)

H22・23年度	年金収入80万円				年金収入201万円			
	均等割額	所得割額	合計		均等割額	所得割額	合計	
均等割額 41,227円	4,122 9割軽減	0	4,120		32,981 2割軽減	18,816 5割軽減	51,790	
所得割率 7.84%								

○上昇抑制なしの場合

H24・25年度	年金収入80万円				H22・23 年度比較	年金収入201万円			H22・23 年度比較
	均等割額	所得割額	合計	均等割額		所得割額	合計		
均等割額 46,620円	4,662 9割軽減	0	4,660	+540	37,296 2割軽減	22,248 5割軽減	59,540	+7,750	
所得割率 9.27%									



○基金18億円活用した場合

均等割額 44,194円	4,419 9割軽減	0	4,410	+290	35,355 2割軽減	20,928 5割軽減	56,280	+4,490
所得割率 8.72%								

保険料モデルケース(二人世帯)

NO. 19

(単位:円)

H22・23年度	年金収入(夫:80万円 妻:80万円)				年金収入(夫:201万円 妻:80万円)			
		均等割額	所得割額	合計		均等割額	所得割額	合計
均等割額 41,227円	夫	4,122 9割軽減	0	4,120		32,981 2割軽減	18,816 5割軽減	51,790
所得割率 7.84%	妻	4,122 9割軽減	0	4,120		32,981 2割軽減	0	32,980

○上昇抑制なしの場合

H24・25年度	年金収入(夫:80万円 妻:80万円)				年金収入(夫:201万円 妻:80万円)				
		均等割額	所得割額	合計	H22・23 年度比較	均等割額	所得割額	合計	H22・23 年度比較
均等割額 46,620円	夫	4,662 9割軽減	0	4,660	+540	37,296 2割軽減	22,248 5割軽減	59,540	+7,750
所得割率 9.27%	妻	4,662 9割軽減	0	4,660	+540	37,296 2割軽減	0	37,290	+4,310



○基金18億円活用した場合

均等割額 44,194円	夫	4,419 9割軽減	0	4,410	+290	35,355 2割軽減	20,928 5割軽減	56,280	+4,490
所得割率 8.72%	妻	4,419 9割軽減	0	4,410	+290	35,355 2割軽減	0	35,350	+2,370